

堺市監査委員公表第34号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月15日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査(工事監査)	
監査実施期間	令和5年4月1日～令和5年7月14日	
措置を講じた部局等	上下水道局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>5 土居川北線ほか下水管耐震化工事(2-21)</p> <p>本工事のうち、マンホールトイレ設置工事については、施工前の調査を行ったところ、市役所前広場の地下に存置されている旧庁舎の基礎が支障となり、施工が困難になると判明したため、設置箇所及び配置を変更して減額変更を行っている。</p> <p>旧庁舎の存置基礎の情報は、現庁舎と同様に所管部局で管理されていたが、下水道建設課において、設計段階で十分な現地調査・確認が行われず、この情報が共有されていなかった。</p> <p>市が一定の敷地情報を有する施設の工事については、設計段階から、関係部局への情報収集及び情報共有を徹底し、十分な現地調査と確認を行い、計画性をもった工事発注を行われたい。</p>	<p>マンホールトイレ設置工事については、設計段階から関係部署と設置場所に係る協議を行ってまいりました。協議にあたり、水道配管などの現施設の調査は行っておりましたが、旧庁舎等の残置基礎までは調査できておりませんでした。</p> <p>今後は、市が一定の敷地情報を有する施設の工事については、設計段階から敷地内の残置物等も含めた調査を確実にいき、計画的な工事発注を進めてまいります。</p>	<p>下水道管路部 下水道建設課</p>
<p>7 三宝水再生センター高段ポンプ棟屋上防水工事</p> <p>令和5年5月26日の現場調査で、パラペットの水切り金物廻りのシーリング材(変成シリコーン2成分形)</p>	<p>シーリング材の硬化不良の範囲については、施工全区間929mの内、指摘箇所(シート防水端部)</p>	<p>下水道施設部 下水道施設課</p>

の硬化不良が確認された。(シーリング施工日は令和5年3月)

硬化不良の範囲調査及び硬化不良の原因究明を早急に行われたい。

また、工事書類において、モルタル浮き部補修のためのアンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法で使用するアンカーピンの長さを計測した写真が添付されていなかった。

工事で隠ぺい部分となる部位は、現場での資材の検収や適正な施工の出来形などが確認できるよう、工事書類として整理・保存する必要がある。

今後は受注者を指導するとともに、適正な施工管理を行われたい。

の約30m区間のみであることを確認しました。その後、令和5年6月26日に硬化不良区間のシーリング材(変成シリコン2成分形)の打ち直しを実施し、翌日硬化を確認しました。

硬化不良の原因については、メーカーの分析機関において現地採取した硬化不良材を分析した結果、硬化剤が検出されなかったことから、製造所指定による配合が現場で行われなかったことによるものと判明しました。

今後は、受注者に、施工要領書に記載された事項の確実な実施と施工後に所定の性能が確保されているか確認するよう、指導いたします。また、監督職員も施工後の確認を確実に実施し、適正な施工管理を行います。

アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法の施工管理において、受注者が施工後不可視となる部分の出来形の写真管理を怠ったことにより、アンカーピンの長さを計測した写真が不足しておりました。

今後は、受注者に対して、特に施工後不可視部分の写真管理について、工事写真の記録を確実に実施するよう、施工前に周知、指導いたします。

監督職員についても、指摘事項を元に職場研修を8月に実施し、職員間で周知徹底を図りました。

	<p>今後、工事施工中は受注者にその都度確認し、適正な施工管理を行います。</p>	
--	-------------------------------------------	--